

発達障害者支援開発事業

平成22年8月

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課(土生課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
- 施策中目標1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
- 施策小目標1 障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県、指定都市（市町村、社会福祉法人等への委託可）

(2) 概要

国に発達障害者施策検討委員会、地方公共団体（全国20箇所）に企画・評価委員会及び実行委員会を設置し、発達障害者支援についての先駆的な取組を通じて支援の在り方について整理を行い、発達障害児（者）、その家族、関係者（以下「発達障害児（者）等」という。）への有効な支援手法を開発・確立する。

支援手法の開発は、発達障害児（者）等に対する支援方策をモデル事業として実施し、それを評価・分析することにより行う。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

支援体制の整備や支援手法の開発を行う地方自治体が、着実に増加する等発達障害者の支援の充実や手法の開発・確立に本事業は有効に活用されていると考えられる。

(2) 効率性の評価

発達障害者の支援手法の開発・確立を国が支援することにより、当該支援手法の普及が全国的に展開されることが期待され、全国的な支援体制の充実等を行っていく上で、効率性は高いものと期待される。

(3) 政策等への反映の方向性

発達障害者に対する社会的な理解が依然として他の障害者と比べて十分ではなく、また、取組は緒についたばかりであり、引き続き、事業を推進する必要があるため、平成23年度予算概算要求におい、所要の予算を要求する。

(概算要求額：295百万円)

4. 評価指標等

特になし